ほぼ週刊コラム　Partnership論　その１９３

**シリーズ：『米国Partnership税制勉強会』**

**第二十四回勉強会（通年内容は**[**年表rev.9**](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Papers/evolution%20history/evolution%20history%20of%20US%20partnership%20taxation%20rev9.ppt)**参照方）の準備**

**実定法vs.自然法の闘い。Positive Law vs. Natural Law**

20160617 rev.1 齋藤旬

　**Post-secularismの進展により今後、「経済」「政治」「社会」の仕組みが根本的に改変される**。Klaus Schwabが何度も著書IR4（第四次産業革命）の中で述べていることだ。

経済においては --- 以下意味するところは同じだが --- 次の様な経済に移行していく。即ち「the usefulよりもthe goodを重視した経済」「効用関数（utility function）で数値化できない経済」「fiat moneyでなくvirtual currency（仮想通貨は誤訳。正しくは、個別内発善による通貨）が価値交換・価値保管・価値尺度の媒介となる経済」に、経済の主な部分が移行していく。これに関し日本は --- キチンと分かっているとは言えないが --- 兎に角ざわつき始めている。

**では、政治と社会の根本的変化に対しては、日本は気付いて対処し始めているだろうか？**いや、おくびにもそうは出せない状況。即ち、気付いてもいない。それでいて、経済を何とかしようともがいている。

本来は順番が逆だと私は思う。先週も言った様に、1）人々の意識醸成（Theology of the people、Theology for the people、韓国の民衆神学など）、２）憲法や権利章典から税法・契約法・会計法・会社法までのtotalな作り直し、３）経済改革、この順だと思う。

**最近の西洋における法哲学論争：実定法vs.自然法、これを解説することで**、今週は、日本のこの「無謀ぶり」を説明しよう。

　まず「法哲学」。平たく言えば「法（law）とは何か」を考える学問。これには「在（あ）る」と「在るべき」の二つの考え方がある。ドイツ語でseinとsollenといわれるものだ。

　「在る」派は、現に在る法、あるいは合理的に考えて作られた法、あるいは権力によって作られ権力によって強制される法 --- これらを、positive law（実定法）という --- が法だと考える。英語では、the lawと表記されるのが一般的だ。

　「在るべき」派は、現に今ある法以外にも法があると考える。時間と場所を超えた、普遍妥当性を持ち，先験的(アプリオリ)な「在るべき法」としての自然法（natural law）が在ると考え、それがpositive law（実定法）の上位に在ると考える。もっと言えば、人間はerrorをする存在だから、或る事柄に関して実定法と自然法が異なる判断を生むこともあり得ると考える。英語では、この「在るべき法」を無冠詞でlawと表記することが多い。

　なお、法哲学を実定法派はlegal philosophyと呼び、自然法派はjurisprudenceと呼び、中立的にはphilosophy of lawと呼ぶこともある。日本語では「法哲学」だが．．．。

　**米国の二人の法哲学者、実定法派H.L.A. Hart（1907 - 1992）と自然法派Ronald Dworkin（1931-2013）の論争は有名だ**。[[1]](#footnote-1)

　[コラム１３０](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2015/20150220%20W130%20religious%20exemption/20150220%20W130%20religious%20exemption%20rev1.docx)Religion without Godで紹介したが、Dworkinはconscientious objection（良心的兵役拒否）を是認する上で通常のreligion with God以外にreligion without Godも認める必要があると考えた。つまり彼は自然法派だ。

　対するH. L. A. Hartは、そういったものは「倫理」あるいは「道徳」であって「法」ではない、国家権力はoverruleできると考えた。「法」と「倫理」は別物だと考えた。

　**主権（sovereignty）研究においてもかつては二派あった**。もっと言えば、state sovereigntyはpopular sovereigntyをoverruleできると考える実定法派が、西洋でも優位だった。

　ところがここへ来て、主権研究において自然法派が断然優位になってきた。state sovereigntyよりもpopular sovereigntyの方が優位だと --- その実現方法を具体的に考えるのは容易ではないが --- 原則的には考えるべきだとの主張が目立つ様になった。

　**主権（sovereignty）研究本が著名大学から三冊出た**。Cambridge University Pressから2冊：[*A Search for Sovereignty: Law and Geography in European Empires, 1400–1900*](https://www.amazon.co.jp/Search-Sovereignty-Geography-European-Empires-ebook/dp/B00HAFNY7E/ref%3Dsr_1_3?s=english-books&ie=UTF8&qid=1466146413&sr=1-3&keywords=sovereignty)　 (2009/11/30)　 Lauren Benton (著)と、[*Sovereignty in Fragments: The Past, Present and Future of a Contested Concept　(2014/3/6)*](https://www.amazon.co.jp/Sovereignty-Fragments-Present-Contested-Concept/dp/1107679397/ref%3Dpd_sim_14_1?ie=UTF8&dpID=51A4cJFBEvL&dpSrc=sims&preST=_AC_UL160_SR107%2C160_&psc=1&refRID=QXGDCQ5D87CXMB5VKXSC)　 Hent Kalmo (編集), Quentin Skinner (編集)、そしてColumbia University Pressから[*Sovereignty: The Origin and Future of a Political Concept (Columbia Studies in Political Thought / Political History)*](https://www.amazon.co.jp/Sovereignty-Political-Concept-Columbia-Studies/dp/0231164254/ref%3Dsr_1_1?s=english-books&ie=UTF8&qid=1466146413&sr=1-1&keywords=sovereignty)　 (2015/4/21)　 Dieter Grimm (著), Belinda Cooper (翻訳)。

　一冊目は歴史を述べているので強烈に自然法派とは言えないが、分類すれば自然法派。後者二冊は明らかに自然法派だ。読み進めて面白いことを見つけたら紹介するつもり。

**IR4（第四次産業革命）の和訳作業ファイルrev8を**[作業ファイル](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Papers/IR4/The%20Fourth%20Industrial%20Revolution%20by%20Klaus%20Schwab%20revX.docx)**に**アップしておいた。

Impact on skills 33-38

Impact on developing economies　開発途上経済圏への影響 38-40

を和訳した。「私は、capitalよりもtalentがproduction factorとしてcriticalになると確信している。だからこそ、the availability of capitalよりもscarcity of a skilled workforce（skilled workforceが一種類でも欠けること）が、innovation, competitiveness and growthにとってのcrippling limit（致命傷）になる、と考えている。」が、今週のpunch line。　　　　　　　　　　　　　　今週は以上。来週も請うご期待。

1. [『ドゥオーキン　法哲学と政治哲学』](https://www.amazon.co.jp/%E3%83%89%E3%82%A5%E3%82%AA%E3%83%BC%E3%82%AD%E3%83%B3-%E6%B3%95%E5%93%B2%E5%AD%A6%E3%81%A8%E6%94%BF%E6%B2%BB%E5%93%B2%E5%AD%A6-%E5%AE%87%E4%BD%90%E7%BE%8E-%E8%AA%A0/dp/432610208X)宇佐美誠／編著　濱真一郎／編著　第５章　法をめぐる見解の不一致　には要約が載っている。 [↑](#footnote-ref-1)